

# 財団法人 漁場油濁被害救済基金役員報酬規程

平成 19 年 3 月 16 日制 定

(総 則)

**第 1 条** 財団法人漁場油濁被害救済基金の常勤役員（以下「役員」という。）の報酬及び退職手当に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

**第 2 条** 役員は俸給（年俸に 12 分の 1 を乗じて得た月額）及び通勤手当とする。

(俸 給)

**第 3 条** 役員は俸給は予算の範囲内において理事会の議を経て理事長が定める。

- 2 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。
- 3 役員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 4 役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の俸給の全額を支給する。

(通勤手当)

**第 4 条** 通勤手当は、通勤のために交通機関を利用してその運賃を負担する役員に支給する。

- 2 通勤手当の額は職員給与規程第 12 条（通勤手当）を準用し支給する。

(俸給の支給)

**第 5 条** 俸給及び通勤手当は、毎月 10 日に支給する。

ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日に支給する。

- (1) 支給日が日曜日に当たるときは、前々日
- (2) 支給日が土曜日に当たるときは、前日
- (3) 支給日が国民の祝日に当たるときは、前日（その前日が日曜日に当たるときは、11 日、土曜日に当たるときは、8 日）

(退職手当)

**第 6 条** 役員に退職手当は支給しない。

(施行細則)

**第 7 条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 50 年 3 月 3 日制定の役員報酬支給内規及び役員退職手当支給内規は、廃止する。